

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案（新旧対照表）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 49 条の 23 の 5 に規定する高度 600km 以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局及び同規則 49 条の 23 の 6 に規定する高度 1,100km を超え 1,300km 以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局について、船舶等に搭載するものについては移動範囲を領海等に限らないものとするため、無線局の移動範囲に関する規定を見直す電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案を作成しました。

つきましては、当該改正案に対して意見を公募します。

3 資料入手方法

意見公募に係る資料については、総務省ウェブサイト (<https://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://www.e-gov.go.jp>) のパブリックコメント欄に掲載します。また、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課においても配布するとともに、閲覧に供します。

4 意見の提出方法

(1) ～ (3) のいずれかの方法により、意見提出期限までに提出してください。
なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」 (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから、郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記入の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、添付ファイルは利用できません。

(2) 電子メールを利用する場合

意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案等を防ぐため、可能な限り、(1)の方法（電子政府の総合窓口（e-Gov）の利用）で意見提出をお願いします。

氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、メール本文に意見を記入し、意見提出期限までに提出してください。

なお、メールに直接意見を書き込んでいただくようお願いいたしますが、添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル及びジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください。

【送信先】

電子メールアドレス： eisei-jigyo_atmark_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 宛て

※迷惑メール防止のため「@」を「_atmark_」としています。

送信の際には「_atmark_」を「@」に変更してください。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBです。

(3) 郵送する場合

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

【送付先】

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 宛て

※別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- ・ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW
- ・ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）
- ・その他：ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載

※送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和5年12月26日（火）から令和6年1月29日（月）まで（必着）

※郵送の場合は同日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ウェブサイトに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課にて配布・供覧します。
- ・記氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレス等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。

ます。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見公募対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、必要に応じて整理・要約したものを公示することがあります。その場合は、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課

担 当：原課長補佐、田中衛星事業係長

電 話：03-5253-5901

E-mail：eisei-jigyo_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。

送信の際には、「_atmark_」を「@」に変更ください。

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電波部基幹・衛星移動通信課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。